

NACCSパック等販売要領

(目的)

第1条 この「NACCSパック等販売要領」(以下「販売要領」という。)は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「センター」という。)が提供するNACCSパック検証サービス及びNACCSプリンタパック検証サービスにおいて、NACCSパック検証合格通知書及びNACCSプリンタパック検証合格通知書を交付されたNACCSパック及びNACCSプリンタパックの販売(売買契約だけでなく、賃貸借契約を含み、以下「販売」という。)について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 販売要領においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 規程 センターが運営するNACCSの利用に関し、必要な事項を定めることを目的に規定された「システム利用規程」(平成20年10月1日、業務関連規程第1号)のことをいう。
- (2) 輸出入・港湾関連情報処理システム 規程第2条第4号に規定する電子情報処理組織をいう。
- (3) システム利用契約 規程第2条第6号に規定するものをいう。
- (4) システム利用契約者 規程第2条第7号に規定する者をいう。
- (5) センターサーバ 規程第2条第8号に定める電子計算機をいう。
- (6) 利用者システム 規程第2条第9号に規定するものをいう。
- (7) 民間システム 規程第2条第10号に定めるものをいう。
- (8) ネットワーク基幹網 規程第2条第11号に定めるものをいう。
- (9) アクセス回線 規程第2条第12号に定めるものをいう。
- (10) 専用線接続 規程第2条第13号に定める接続方式をいう。
- (11) ブロードバンド接続 規程第2条第14号に定める接続方法をいう。
- (12) インターネット接続 規程第2条第15号に定める接続方法をいう。
- (13) パッケージソフト 規程第2条第18号に定めるソフトウェアをいう。
- (14) NACCSパックベンダー NACCSパックを利用したい者に対し、NACCSパックを有償で販売することを業としている者をいう。
- (15) NACCSプリンタパックベンダー NACCSプリンタパックを利用したい者に対し、NACCSプリンタパックを有償で販売することを業としている者をいう。
- (16) NACCSパック検証サービス NACCSパックベンダーが、NACCSパックとして認定されることを目的として、センターの指示に従い当該認定に必要なパソコン及び納付書を印刷する予定のプリンタを自己の負担で準備し、センターが有償により各種の動作確認(以下「NACCSパックに係る検証」という。)を行うことをいう。
- (17) NACCSプリンタパック検証サービス 申込者が、NACCSプリンタパックとして認定されることを目的として、センターの指示に従い当該認定に必要な納付書を印刷する予定のプリンタを自己の負担で準備し、センターが有償により各種の動作確認(以下「NACCSプリンタパック検証」という。)を行うことをいう。
- (18) NACCSパック検証合格通知書 NACCSパック検証サービス利用契約約款第2条第15号に規定する合格通知書のことをいう。
- (19) NACCSプリンタパック検証合格通知書 NACCSプリンタパック検証サービス利用契約約款第2条第15号に規定する合格通知書のことをいう。
- (20) NACCSパック センターが提供するパッケージソフトをインストールしたパソコン及び検証依頼プリンタに対し、センターが検証を行った結果、合格通知書が交付されたパソコン及び納付書印刷用プリンタの推奨セットをいい、パソコンまたはプリンタ単体ではNACCSパッ

クとは認められない。

なお、パソコンについてはセンターの定める推奨動作環境（NACCS 掲示板で公表する動作確認環境）を満たしていることが必要である。

- (21) 納付書印刷用プリンタ センターが日本銀行OCRで正確に読み取り可能なOCRの印字（OCR-Bフォントを使用）が出力できることをNACCSパックに係る検証又はNACCSプリンタパックに係る検証を行った結果、NACCSパック検証合格通知書又はNACCSプリンタパック検証合格通知書が交付されたプリンタをいう。
- (22) NACCSプリンタパック NACCSパックではなく、納付書印刷用プリンタ単体で販売（売買契約だけでなく、賃貸借契約を含む。）されるプリンタをいう。
- (23) OCR-Bフォント OCR装置で読みとれるように日本工業規格（JIS規格）で規格化されたフォントをいう。

（販売）

第3条 NACCSパックベンダーは、自らが交付されたNACCSパック検証合格通知書に記載された機器構成のみを、NACCSパックを利用したい者（以下「NACCSパック利用希望者」という。）に販売できるものとする。

- 2 NACCSプリンタパックベンダーは、自らが交付されたNACCSプリンタパック検証合格通知書に記載された納付書印刷用プリンタのみを、NACCSプリンタパックを利用したい者（以下「NACCSプリンタパック利用希望者」という。）に販売できるものとする。
- 3 NACCSパックベンダーは、NACCSパックのNACCSパック検証合格通知書を交付されるまでの間、NACCSパック利用希望者に対してNACCSパックの販売を行ってはならない。
- 4 NACCSプリンタパックベンダーは、NACCSプリンタパックの合格通知書を交付されるまでの間、NACCSプリンタパック利用希望者に対してNACCSプリンタパックの販売を行ってはならない。

（保守契約）

第4条 NACCSパックベンダーは、NACCSパックの販売にあたって、NACCSパック利用希望者との間に以下の内容を含む保守契約を取り交わさなければならない。

- (1) 保守受付時間 少なくとも平日の午前9時30分から午後6時までの間、保守の受け付けを行うこととする。
- (2) 現地対応時における作業時間 少なくとも平日の午前9時30分から午後6時までの間、現地において作業を行うこととする。
- (3) 上記(1)及び(2)について、24時間365日の対応を可能とする複数のサービスを用意し、NACCSパック利用希望者が選択できるものとする。
- (4) 保守の形態（定期及びスポット等）及び費用については、NACCSパックベンダーとNACCSパック利用希望者との保守契約で定めることとする。

（障害等の対応）

第5条 センターは、NACCSパックを利用している者（以下「NACCSパック利用者」）からの障害に係る一次受付を行うものとする。センターは、障害の切り分けを行い、ハードウェア及びNACCSのパッケージソフト以外のソフトウェア（以下「追加ソフトウェア」という。）、通信回線（netNACCS処理方式のみ）、その他センターがNACCSパックベンダーで対応することが適切であると判断したものについて、その対応をNACCSパックベンダーに依頼することとする。

2 NACCSパックベンダーは、センターからの障害の連絡に対応するため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) NACCSパックベンダーは、センターからの障害の受付窓口を1箇所（複数は不可）設置する。
- (2) NACCSパックベンダーは、センターから依頼があった場合、NACCSパックが設置されている現地に作業員を派遣する等、速やかに障害を復旧しなければならない。
- (3) NACCSパックベンダーは、ハードウェアの修理を原則として現地で行わなければならない。ただし、修理に時間を要するもの又は現地での修理が困難なものについては、代替機を設置することで機器の持ち帰り修理を行ってもよいこととする。
- (4) NACCSパックベンダーは、センターに対し別紙様式第1に定める「登録第三者サービス故障・回復報告書」にて故障が復旧した旨を速やかに連絡しなければならない。

（NACCSパック設置報告）

第6条 NACCSパックベンダーは、NACCSパックを設置または登録の解除を行った場合には、センターのホームページ等に掲載している別紙様式第2に定める「NACCSパック設置状況報告書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、センターヘルプデスクへ送付するものとする。

2 NACCSパックベンダーは、NACCSパックの契約状況を別紙様式第2に定める「NACCSパック設置状況報告書」をダウンロードし、必要事項を記載の上、別途センターが定める時期にセンターヘルプデスクへ送付するものとする。

（追加ソフトウェアの保守）

第7条 NACCSパックベンダーは、追加ソフトウェアについて保守する責任を負うものとし、その旨をNACCSパック利用者との保守契約に記載しなければならない。ただし、追加ソフトウェアの保守について、第一義的にはNACCSパック利用者が実施し、NACCSパック利用者で解決できない場合にNACCSパックベンダーが保守することについて問題はないものとする。

（納付書印刷用プリンタの印字位置設定）

第8条 NACCSパックベンダーが、納付書印刷用プリンタを設置する場合には、当該納付書印刷用プリンタに対し、納付書の印字位置を適切に設定しなければならない。

2 センターは、NACCSパックベンダーの販売に係る納付書印刷用プリンタから出力した納付書の内容について、日本銀行又は税関から読取不能である旨の連絡を受けた場合には、当該納付書印刷用プリンタを販売したNACCSパックベンダーに対して、その原因究明及び障害復旧を行なうよう連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けたNACCSパックベンダーは、速やかにその原因究明及び障害復旧を行なうとともに、その結果をセンターへ報告しなければならない。

（実機検証サービス後の再検証の対応）

第9条 実機検証サービス後の再検証は、検証結果が不合格であったものに対し、再度検証が必要である場合に対応する。また再検証費用については、実施要領の規定に基づき検証サービス料金の定める期日、方法で申込者がセンターに対し支払うものとする。また、再検証機器の搬入、搬出費用については申込者が負担するものとする。

（納付書印刷用プリンタの台数）

第10条 NACCSパック及びNACCSプリンタパックの納付書印刷用プリンタの台数は、パ

ソコンの台数と同数である必要はなく、1台の納付書印刷用プリンタを複数台のパソコンで共有することを妨げるものではない。

(NACCSパックベンダーの新規参入と撤退について)

第11条 申込者が新規にNACCSパックベンダーとして参入する場合は、NACCSパックの検証に合格し、合格通知書の交付を受け、センターのホームページ等に掲載されたことをもって正式に新規NACCSパックベンダーとして参入を認めるものとする。また、NACCSパックベンダーを撤退する場合は、事前にセンターにメールまたは書面等で申し出を行い、センターのホームページ等にあるNACCSパックベンダー情報から削除されることをもって撤退とする。

(宣伝および広告)

第12条 NACCSパック又はNACCSプリンタパックに係る宣伝及び広告を行う場合、予めセンターに申し出るとともに許可を受けなければならない。

(販売要領の変更)

第13条 センターは、NACCSパックベンダー及びNACCSプリンタパックベンダーの了承を得ることなく、販売要領を随時変更及び改訂を行うことができることとし、NACCSパックベンダー及びNACCSプリンタパックベンダーはこれを承諾するものとする。なお、この場合には、NACCSパックベンダー及びNACCSプリンタパックベンダーのNACCSパック及びNACCSプリンタパックの販売に係る事項について改定後の販売要領を適用するものとする。

2 変更後の販売要領については、センターが別途定める場合を除き、センターのホームページ等に掲載した時点より、効力を生じるものとする。

附則（平成21年7月1日）

（実施期日）本実施要領は、平成21年7月1日より適用する。

附則（平成30年1月19日）

（実施期日）本実施要領は、平成30年1月19日より適用する。

附則（令和元年7月17日）

（実施期日）本実施要領は、令和元年7月17日より適用する。

附則（令和3年7月6日）

（実施期日）本実施要領は、令和3年7月6日より適用する。